

平成 14 年 12 月 12 日

司法制度改革推進本部 仲裁検討会 御中

内閣府国民生活局

仲裁制度における消費者保護の特則に関する意見

(意見)

消費者と事業者との間の仲裁に関する特則として、案(暫定無効構成案)が望ましい。

(理由)

消費者と事業者との間の将来生じる紛争を対象とする仲裁契約を無効とすべきとする理由は下記のとおりである。

紛争発生前の仲裁契約においては、消費者が、仲裁条項の存在を認識していなかったり、訴権を失うという仲裁の意味を十分に理解していない場合が多い。したがって、将来生じる紛争を対象とする仲裁契約に拘束力を持たせることには問題がある。

案の解除構成案では、消費者が、仲裁廷から仲裁契約の意味及び仲裁契約を解除できることの説明を受けた後仲裁契約を解除できるとされているが、消費者が仲裁を選択するか否かを熟慮する機会が保障されておらず、消費者が仲裁廷で説明を受けても適切に解除権を行使できずに答弁を始め、訴権を失ってしまう危険性が高い。

紛争解決手段についての消費者の選択権を十分に保障すべきことからすれば、解除ではなく無効とする措置を講ずるべきである。

以上